

令和6年度第3回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年6月7日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江—藤—由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

6番 江藤 由之助

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子
豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文
上	阿 部 正 俊	山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀
朝田	田 邊 正 義				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子		

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 11 号	農地法第3条の申請について
議案第 12 号	農地法第5条の申請について
議案第 13 号	非農地証明願いについて
議案第 14 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長	それでは、令和6年度第3回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時41分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員、 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第11号から議案第15号までの5議案14件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第11号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第11号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおりの許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 ア.所有権の移転 番号1番、申請人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。 申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	5月21日、 農業委員、事務局職員2名と現地確認をしました。申請地は、 手前の 横を直進しますと、 の方向に行きますが、その道の左側に位置しています。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、現在でも譲受人が管理していますが、今後も野菜を耕作していきたいということです。ご審議よろしくお願いします。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明したとおりです。よろしくご審議お願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 申請地は譲受人の自宅に隣接しており、譲受人が以前から管理を行ってきました。現在は野菜が栽培されており、農地として管理されているため特に問題ないものと思われます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。

	以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、持分2分の1、[]歳、[]、持分2分の1、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	5月22日、[]委員、事務局職員2名、土地家屋調査士の方、私の計5名で現地確認をしました。申請地は、[]線を[]方面に向かい、[]の手前の信号を左折していただき、すぐ右折し、そこから約30m入ったところの左側になります。申請地は[]さんが管理していますが、今後[]さんが[]として利用したいという申請になります。無償の贈与になります。この関係につきましては、この後5条で申請があがりますが、関連した土地でありますので、また説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
議長	2番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員が説明したとおりです。特に問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の隣地に一般住宅を建築して居住する計画である譲受人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地の隣地に一般住宅を建築するとともに隣地である申請地を家庭菜園として利用する計画です。草刈等の管理がされていること、営農計画書が提出されていることから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はトマトやピーマンなどを栽培するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さん、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて[]a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	3番について、[]農地委員より説明願います。

委員	5月17日、事務局職員2名、農業委員、さん、私の5名で現地確認をしました。申請地は、から線を方面へ4.7km進み、入口から2km進んだ地区になります。申請地は譲渡人のさんが高齢で病気を一回され、管理が困難になりました。譲受人のさんと売買の話ができました。申請地はさんの家の隣にあり、管理が充分できると思われます。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	3番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明したとおりです。もともとさんのお父さんが家の裏で草の管理をしていたのですが、さんが帰ってきて譲渡しの話ができそうです。ご審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から管理している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲渡人と譲受人は元ご近所さん同士です。譲受人は申請地の隣地に居住していること、周辺でしいたけ栽培を行っていることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はカボスを栽培するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第11号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第11号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第11号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第12号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書2ページをお開きください。 「議案第12号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。 番号1番、申請人、土地所有者、区、区、歳、転用者、区、区、区、法人、設立年。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、合計筆の㎡。申請内容、宅地分譲用地（区画）として。

	申請理由、申請地は遊休農地で、今後も耕作の見込みがないことから、宅地分譲用地として整備して土地の有効利用を図りたい。こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	この案件は前回土地所有者の死亡により相続人が不明で保留となったものです。申請地は、 から 方面に向かうと の が左側にあります。その信号を右に進入し、 の駐車場を過ぎたところを右折したところにあります。申請者は申請時に隣接した土地とあわせ、分譲用地として整備したいということです。ご審議よろしく願います。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明したとおりです。ご審議よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	申請地は、父の代から長らく休耕状態となっており管理に困っていました。今回、申請地を宅地分譲用地 区画分として造成して、土地の有効利用を図ることでお話がまとまったため申請となりました。先月の第2回総会議案第7号にてご審議頂いた案件ですが、審議の際に申請者が亡くなっていたことが判明したため、保留になっていた案件になります。その後、妹である さんへの相続手続きが完了したため、今回改めて5条申請を行うものです。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種住居地域）に定められていることから「第3種農地」と判断されます。「第3種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は雑種地、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は用悪水路にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地 筆 ㎡と、隣接する さん所有の土地 筆 ㎡と併せて、合計 区画分を宅地分譲用地として造成する計画です。 工事期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの約 ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水は敷地東側に新たにU字側溝を設置して北東側の市道側溝へ、宅内排水については北東側の公共下水道へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。残高証明書が添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	所有権の移転になります。

	番号2番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳、転用者、■■■■区、■■■■、持分2分の1、■■■■、■■歳、■■■■、持分2分の1、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、杵築市内のアパートに家族■■人で暮らしているが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	先ほど3条で説明させていただきました場所であります。市道に面した■■■■です。現況■■で、今まで耕作していましたが、隣地が住宅地ということで、■■■さんとお話ができ売却ということになりました。■■■さんが住宅を建てて、先ほど3条申請のあった■■■■を■■として利用したいということです。よろしくご審議お願いします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■委員	■■■■推進委員の説明のとおりです。よろしくご審議お願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の■■■さん夫婦は現在、■■■■区のアパートに家族■■人で暮らしています。転用の目的は、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住することです。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないとい目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、職場から近く交通の便も良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は公衆用道路、東側は宅地、南側は田、西側は公衆用道路にそれぞれ接しており、南側については自作予定のため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地■■筆■■■㎡に、1階床面積■■■㎡、約■■坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日までの約■■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水は北側の市道側溝へ、宅内排水については北側の公共下水道へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書が添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。

事務局	使用貸借権の設定です。 番号3番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳、転用者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、■■■■内のアパートに家族■■人で暮らしているが、子供の成長に伴い手狭になったため、将来を見据えて父が所有する申請地に、住宅を建築し居住したい。こちらは第1種農地です。 以上です。
議長	3番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	5月17日、■■農業委員、事務局職員2名、申請人の土地所有者の■■■■さん、私と5名で現地確認をしました。申請地は、■■■■線を■■■■方面へ向かい、■■■に■■■■があります。数100m進み右方面に■■■■、■■■■の信号があります。そこを右折します。■■■■につきあたりますが、また右折したところにあります。ご審議よろしくをお願いします。
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■委員	只今、■■委員が説明したとおりです。■■■■さんとの話の中で、■■■■のすぐ近くで、下の方に■■■■との合流地点があり、増水するとき大丈夫か聞いたら、他が浸かってもここは浸かったことがないから大丈夫とのことで、この申請となりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の■■■■さんの職業は■■■■で、現在は■■■■内のアパートに家族■■人で暮らしています。転用の目的は、将来を見据えて、父が所有する実家近くの申請地に、住宅を建築し居住することです。父である■■■■さんと、息子である■■■■さんとの間に無償での土地使用貸借契約書を結び、住宅を建築します。 まず、立地基準です。 申請地は、概ね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。「第1種農地」は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。 申請地周辺は第1種農地ではありますが、一定程度の宅地化が進んでおり、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外規定の【集落接続】に該当し、転用が可能な土地になります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は田、東側は公衆用道路、南側は田、西側は田にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 新築計画につきましては、申請地■■筆■■■㎡に、1階床面積■■■■㎡、約■■坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日までの約■■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに、北東側にある既存の側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された借入手続が添付されており資力について確認済みです。

	以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第12号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第12号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第12号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第13号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 「議案第13号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■㎡です。 申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和53年に売買により申請地を取得したが、住宅を建てることなく現在に至っており、造成した状態の土地を管理しているとのことです。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	申請地は、■■■■の■■■■横を入り、■■■■に沿って■■■■方面に進みますと、下り坂のところの十字路がありますがそこを右折し、20mほど進んだ左側にあります。昭和53年に土地を取得して以来、造成した土地に住宅を建てることなく現在に至っています。この機会に整理したいということです。よろしくお願いいたします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	只今、■■■■委員が説明したとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を5月21日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、昭和53年に売買により申請地を取得しています。申請者本人が住宅を建築する予定で宅地として取得しましたが、都合がつかないまま現在に至っている状況です。昭和53年以降は宅地として造成された申請地を管理しているとのことで、始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。

	申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和63年に父からの相続により申請地を取得したが、父の代から隣接する■■■■の敷地として無償で貸しており、桜の木や花が植わっているとのことです。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	5月22日、■■■委員、事務局職員2名、私の計4名で現地確認をしました。申請地は、■■■■線を■■■■方面へ向かい、■■■■より1km強進むと右手に■■■■があります。この■■■■の入口のすぐ左側にあります。道路に面したところですが、県道を拡幅したときに取られた土地の残りではないかと思います。現況、地区の人が植えたかどうかわかりませんが、桜の木や花を植えて花壇として利用しているということです。■■■さんにとっても、■■■をこの先どうこうするつもりはないので、できたら売却を希望するというので、今回申請があがっています。よろしくご審議お願いします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	■■■委員が説明したとおりです。奥の方は以前転用許可を受けて住宅が建っています。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を5月22日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、昭和63年に父からの相続により申請地を取得しています。 相続した時点で桜の木が植わっており、現在も花壇として利用されている状況です。このことについては、申請者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第13号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

	番号5番の詳細になります。借受人の■■■さんは認定農業者の方です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は■■■年新規、耕作作物は水稻となっております。詳細につきましては各自でお読み取りください。 今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号4番から5番までの合計■■■筆、■■■㎡。貸し手農家数■■■戸、借り手農家数■■■戸、イ.利用権の設定面積は、■■■㎡です。 以上です。
議長	只今、「議案第14号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第14号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第14号」については、「意見なし」として報告します。
議長	次に、「議案第15号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の■■■です。よろしくお願いします。 「議案第15号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」を説明します。 本日お配りした「議案第15号」と書いた資料をご覧ください。 農業委員会による最適化活動の推進等については、毎年、目標及びその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の結果を市のホームページで公表するよう通知されています。 また、公表後は速やかに、県を通じて国に公表内容を報告することになっているため、今回皆さんにご審議いただくものです。 令和6年度の活動計画については、すでに令和5年度第12回総会で審議していただいております、公表も済ませております。 それでは別紙議案書をご覧ください。 内容としては、農林水産課からいただいた資料や、農林業センサス、また昨年、農業委員・農地利用最適化推進委員にお願いしました、農地利用状況調査や、農地パトロールの調査結果を基に作成しています。なお、説明につきましては、要約していきたいと思っております。 それぞれの項目にある目標の数値は、令和5年度最適化活動の目標で報告した数値を転記したものととなります。 まず1ページ目についてですが、これは令和5年4月1日現在の農業委員会の体制、農家数、農地等の状況です。主に農林業センサスから引用した数字になります。 2ページと3ページは、担い手への集積の実績と遊休農地の解消についてです。 集積面積につきましては、農地中間管理機構等へ集積した面積で農林水産課が取りまとめたものです。実績としましては、51haを新たに集積しました。 遊休農地については、利用状況調査の結果で、11haが解消できました。

	課題としましては、高齢化と担い手不足により耕作放棄地が増えている中で、農家個々の現状に寄り添った対応と、関係機関との連携を密にし、集積率の向上と遊休農地の解消に努めることが課題かと思われます。 3ページの中ほどからは、新規参入についての計画に対する実績と評価です。 毎年、数名の新規参入者はいますが、昨年度は法人以外では空き家バンクを利用した宅地に付随した農地の取得が大半でした。課題としては、これから新規参入を考えている人の掘り起こしと、地域の農業の状況等を説明し、融資制度などのPR活動にも力を入れなければと考えています。 4ページは、昨年委員さん方に行っていただいた、最適化活動の実績です。今後、皆さんにはいろいろな活動をお願いすることになろうとは思いますが、活動記録簿の積極的な記入と参加をお願いします。 6ページは、総会の開催実績、3条・4条・5条の申請に関する実績、違反転用の対応となっております。 説明は以上です。
議長	只今、「議案第15号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	事務局に質問です。集積率は44%、大分県中山間地域は70%、平坦部は30%ということですが、県の集積率はどのくらいですか。
事務局	すみません、今数字が出せません。
議長	あまり変わらなかったと思います。集積について、目標はどうなっていますか。
事務局	8月の段階で最適化の方針を出したときに令和14年を目安に、最終的な集積を80%としています。年々微増していき、最終的に80%を満たすような目標設定としています。
議長	非常に難しい数字、目標は掲げられているが難しいと思います。農地と農地以外に分けていくというか、そういったところで外していかなければ集積率80%は難しいと思います。また皆さんにご協力をいただきながら、少しでも集積できるように努力していきたいと思います。
議長	他にご意見・ご質疑はございませんか。なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第15号」については、これを承認することにご異議ございませんか。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第15号」については、これを承認することに決めます。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。以上をもちまして、令和6年度第3回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時23分： 終了)